

1 施設使用料の減免【方針のとおり】

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合						特定の団体		
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合	本市に所在する	本市に所在する

1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(1) 受益者負担率100%以上(観光客など市民以外の利用が見込まれる施設)

文化財	グラバー園	文化観光部 観光政策課	100%		100%	50%			100%					
	出島	文化観光部 出島復元整備室			100%	50%			100%					
	旧香港上海銀行長崎支店記念館	文化観光部 観光政策課	100%		100%	50%			100%					
	中の茶屋	文化観光部 文化財課	100%		100%	50%			100%					
	ド・ロ神父記念館	文化観光部 文化財課			100%	50%			100%					
	心田庵	文化観光部 文化財課	100%		100%	50%			100%					
	旧長崎英國領事館	文化観光部 文化財課			100%	50%			100%					
	南山手地区町並み保存センター	文化観光部 文化財課	100%											
	東山手地区町並み保存センター	文化観光部 文化財課	100%											
観光施設	長崎ロープウェイ	文化観光部 観光政策課			100%	50%			100%					
	亀山社中記念館	文化観光部 観光政策課			100%	50%			100%					
	端島見学施設	文化観光部 観光政策課			100%	50%			100%					
	軍艦島資料館	文化観光部 観光政策課			100%	50%			100%					
	池島炭鉱体験施設	文化観光部 観光政策課			100%	50%			100%					
	長崎ペンギン水族館	水産農林部 水産農林政策課			100%	50%			100%	50%				
	長崎ペンギン水族館 (駐車場)	水産農林部 水産農林政策課			50%	50%								
公園施設	長崎稲佐山スロープカー	土木部 土木総務課	100%		100%	50%			100%					
	稲佐山公園展望台駐車場	土木部 土木総務課	100%		100%	50%								

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合公益性が認められる活動で利用するとき		
ホール型施設	出島メッセ長崎	文化観光部 観光交流推進室												
	出島メッセ長崎駐車場	文化観光部 観光交流推進室			50%	50%								
市営駐車場	桜町駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	市民会館地下駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	松が枝町駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	平和公園駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	茂里町駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	松山町駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	松が枝町第2駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	長崎駅西口自動車整理場 【路上駐車場】	土木部 土木企画課												
	築町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課			50%	50%								
	古川町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	万才町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	元船町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	尾上町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	恵美須町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	新地町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	元船町第2二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	住吉町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	興善町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合公益性が認められる活動で利用するとき		
	新大工町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	長崎駅二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	浦上駅二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	矢の平1丁目二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	西山2丁目二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	若葉町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	大橋町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	東山町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	東山町第2二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
	立山町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課												
(2) 受益者負担率100%(民間のサービス提供度:高、市民生活の必要性:低)														
健康増進・入浴施設 (公衆浴場以外)	健康づくりセンター (浴場、健康増進室)	南総合事務所 地域福祉課			100%	50%								
	健康づくりセンター(多目的室、研修室、調理実習室)		100%				50%	50%		50%				
レクリエーション施設	飛島磯釣り公園	水産農林部 水産農林政策課	100%		100%	50%			100%					
	高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場	水産農林部 水産農林政策課	100%		100%	50%			100%					
	野母崎高浜海岸交流施設	水産農林部 水産農林政策課	100%		100% (夏期)	50% (夏期)	50% (夏期以外)	50% (夏期以外)	100%	50% (夏期以外)				
	野母崎高浜海岸交流施設(駐車場)	水産農林部 水産農林政策課			50%	50%								
	黒崎海岸有料シャワー施設	北総合事務所 地域整備課												
	体験の森	水産農林部 水産農林政策課	100%				50%	50%	100%	50%				

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容										
			長崎市等が使用する場合		市の施策がさらに推進される場合					特定の団体			
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住する者以外の者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行つる団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行つる施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つた公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき
墓地等	浦上墓地	財務部 資産経営課											
	昭和墓地	財務部 資産経営課											
	住吉墓地	財務部 資産経営課											
	家野墓地	財務部 資産経営課											
	香焼中央墓地	財務部 資産経営課											
	大浦国際墓地	財務部 資産経営課											
	坂本国際墓地	財務部 資産経営課											
商業振興施設	市設中央小売市場	経済産業部 商業振興課											
農林業振興施設	植木センター	水産農林部 水産農林政策課	100%				50%	50%	100%	50%			
市営宿泊施設	外海ふるさと交流センター(宿泊室)	北総合事務所 地域福祉課											
	外海ふるさと交流センター(会議室等)		100%				100%	50%	100%	50%			
	池島中央会館(宿泊室)	北総合事務所 地域福祉課											
	池島中央会館(会議室等)		100%				100%	50%	100%	50%			

1 施設使用料の減免【方針のとおり】

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合		市の施策がさらに推進される場合									
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つた公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合	本市に所在する
(3) 受益者負担率50%【左上】(民間のサービス提供度:高、市民生活の必要性:高)														
港湾施設	茂木港船客待合所	まちづくり部 都市計画課	100%	100%										
	伊王島港ターミナル	まちづくり部 都市計画課	100%	100%										
	高島港ターミナル	まちづくり部 都市計画課	100%	100%										
	池島港船客待合所	まちづくり部 都市計画課	100%	100%										
(4) 受益者負担率50%【中央】(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:中)														
こども遊戯施設	あぐりの丘(全天候型こども遊戯施設を含む)	こども部 こども政策課			100%	50%				20% (平日のみ)				
【庭球場】 公園施設(スポーツ施設)	長崎東公園庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	市営庭球場 (平和公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	小江原台近隣公園庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	総合運動公園 かきどまり庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	えがわ運動公園庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	香焼総合公園庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	元宮公園庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	高島ふれあい多目的運動公園庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	琴海中部運動公園庭球場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	庭球場(長崎市さくらの里)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき		
【体育館】 スポーツ施設	市民体育館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	深堀体育館	市民生活部 スポーツ振興課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	三和体育館	市民生活部 スポーツ振興課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	琴海南部体育館	市民生活部 スポーツ振興課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	三重体育館	市民生活部 スポーツ振興課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	長崎東公園コミュニティ体育館	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	長崎東公園コミュニティ体育館(入館) (トレーニング室)	土木部 土木総務課	100%		100%	50%								
	長崎東公園コミュニティ体育館(入館) (浴室)	土木部 土木総務課	100%		100%	50%								
	長崎のもざき恐竜パーク体育館	南総合事務所 地域福祉課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	諫訪体育館	市民生活部 スポーツ振興課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
【運動場】 公園施設(スポー ツ施設)	長崎市総合運動公園【入館施設】 (かきどまり陸上競技場)	土木部 土木総務課	100%		100%	50%								
	長崎市総合運動公園【入館施設】 (かきどまり補助競技場)	土木部 土木総務課	100%		100%	50%								
	長崎市総合運動公園【入館施設】 (かきどまり投げき練習場)	土木部 土木総務課	100%		100%	50%								
	長崎東公園運動場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%
	立山市民運動場	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%
	長崎市営陸上競技場 (平和公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%
	東望山運動場 (東望山公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%
	長崎市総合運動公園【貸館施設】 (かきどまり陸上競技場)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%
	長崎市総合運動公園【貸館施設】 (かきどまり補助競技場)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%	50%	50%	50%

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	
香焼総合公園運動場 元宮公園運動場 外海総合公園運動場 外海運動公園運動場 岳路運動公園運動場 琴海北部運動公園運動場 琴海中部運動公園運動場 琴海南部運動公園運動場	香焼総合公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
	元宮公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
	外海総合公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
	外海運動公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
	岳路運動公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
	琴海北部運動公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
	琴海中部運動公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
	琴海南部運動公園運動場	土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%			50%	
【プール】 スポーツ施設	市民総合プール	市民生活部 スポーツ振興課	100%		100%	50%	50%	50%	100%	50%	50%		50%	
	市民神の島プール (プール)	市民生活部 スポーツ振興課	100%		100%	50%	50%	50%	100%	50%	50%		50%	
	市民神の島プール (浴室)	市民生活部 スポーツ振興課			100%	50%								
	網場プール	市民生活部 スポーツ振興課	100%		100%	50%	50%	50%	100%	50%	50%		50%	
	小ヶ倉プール	市民生活部 スポーツ振興課	100%		100%	50%	50%	50%	100%	50%	50%		50%	
	長崎東公園コミュニティプール	土木部 土木総務課	100%		100%	50%	50%	50%	100%	50%	50%		50%	

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき		
【その他】公園施設(スポーツ施設)	アーチェリー場	市民生活部 スポーツ振興課	100%		100%	50%	50%	50%	100%	50%	50%			50%
	市営弓道場【貸館施設】(平和公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	50%	50%	50%			50%
	市営弓道場【入館施設】(平和公園)	土木部 土木総務課	100%		100%	50%								
	市営ラグビー・サッカー場(平和公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	市営ソフトボール場(平和公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	田中町ソフトボール場(田中町公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	総合運動公園(かきどまり野球場)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
	大芝生広場(長崎市さくらの里)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			50%
博物館等	科学館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課			100%	50%			100%	50%				
	科学館(スペースシアター)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課			100%	50%			100%	50%				
	科学館(学習室)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	100%											
	外海歴史民俗資料館	文化観光部 文化財課			100%	50%			100%					
	野口彌太郎記念美術館	文化観光部 文化財課			100%	50%			100%					
	遠藤周作文学館	市民生活部 文化振興課	100%		100%	50%			100%					
	シーボルト記念館	文化観光部 文化財課			100%	50%			100%					
	恐竜博物館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課			100%	50%			100%	50%				

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき		
ホール型施設	長崎ブリックホール	市民生活部 文化振興課				50%		50%	50%		50%			
	チトセピアホール	市民生活部 文化振興課				50%		50%	50%		50%			
	市民会館(文化ホール)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%			
	市民生活プラザ	経済産業部 商業振興課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%			
	平和会館(ホール)	土木部 土木総務課 原爆被爆対策部 平和推進課				50%	50%		50%		50%			
	公園施設(屋外ステージ)	野外ステージ(稻佐山公園) 土木部 土木総務課	100%			50%	50%	100%	50%	50%	50%			
(5) 受益者負担率50%【右下】(民間のサービス提供度:低、市民生活の必要性:高)														
健康増進・入浴施設	池島港浴場	北総合事務所 地域福祉課												
	高島浴場	南総合事務所 地域福祉課												
(6) 受益者負担率25%(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:高)														
火葬場	もみじ谷葬斎場	市民生活部 もみじ谷葬斎場												
(7) 受益者負担率25%(民間のサービス提供度:低、市民生活上の必要性:中)														
コミュニティ活動施設 (ふれあいセンター)	桜馬場地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	小江原地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	小島地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	戸町地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	仁田佐古地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	淵地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	緑が丘地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	山里地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容									
			長崎市等が使用する場合		市の施策がさらに推進される場合					特定の団体		
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき
	浦上駅前ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	橋地区ふれあいセンター	東総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	ダイヤランドふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	横尾地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	滑石地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	三川地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	西北・岩屋ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	上長崎地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	日見地区ふれあいセンター	東総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	茂木地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	大浦地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	小ヶ倉地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	土井首地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	深堀地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	木鉢地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	福田地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	手熊地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	式見地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	野母崎樺島ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%
	脇岬地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合						特定の団体		
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき		
	蚊焼地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	晴海台地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	出津地区ふれあいセンター	北総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	銭座地区コミュニティセンター	中央総合事務所 総務課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
コミュニティ活動施設 (公民館)	中央公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	100				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	東公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	西公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	南公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	北公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	滑石公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	戸石地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	三重地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	香焼公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	高浜地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	野母地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	外海公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	黒崎地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	三和公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	川原地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		
	為石地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	50%		

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者	身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行なう施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	
コミュニティ活動施設 (市民センター)	古賀地区市民センター	東総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	三重地区市民センター	北総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	南部市民センター	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	琴海南部しらさぎ会館	北総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	琴海さざなみ会館	北総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
コミュニティ活動施設 (離島振興センター)	高島ふれあいセンター (離島振興センター)	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	伊王島開発総合センター (離島振興センター)	南総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	池島開発総合センター (離島振興センター)	北総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
コミュニティ活動施設 (農業活性化センター)	琴海北部研修センター	北総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	琴海活性化センター	北総合事務所 地域福祉課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
コミュニティ活動施設 (文化センター)	野母崎文化センター	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	琴海文化センター	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
	琴海南部文化センター	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課	100%				100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	
市民活動施設	市民活動センター	市民生活部 市民協働推進室	100%											
	男女共同参画推進センター(アマラソス)	市民生活部 人権男女共同参画室	100%											
自主学習・研修施設	日吉自然の家	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	100%		100%	50%			100%	50%				
	三和少年交流センター(元宮公園)	土木部 土木総務課	100%				50%	50%	100%	50%	50%			
図書館	市立図書館(会議室等)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	100%				50%	50%	100%	50%	50%	50%		
	市立図書館(駐車場)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課			50%	50%								

1 施設使用料の減免【方針のとおり】

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容											
			長崎市等が使用する場合			市の施策がさらに推進される場合								
			本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住するする者)	特定の者 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき(本市に在住する者以外の者)	本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	本市に所在する社会福祉事業を行なう団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行う施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(大学及び高等専門学校を除く。)	本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿つて利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	

2 その他

(1)「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの

平和施設	原爆資料館	原爆被爆対策部 平和推進課			100%	50%								
	原爆資料館(ホール)	原爆被爆対策部 平和推進課					50%	50%		50%			50%	
	原爆資料館(駐車場)	原爆被爆対策部 平和推進課			50%	50%								
	永井隆記念館	原爆被爆対策部 平和推進課			100%	50%								

2 施設使用料の減免【方針を類推するもの】

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容													
			本市及び本市の機関が使用するとき						学校・児童福祉施設等が使用するとき			社会教育関係団体が使用するとき	文化振興関係団体が使用するとき			
			本市及び本市の機関が主催する市長が別に定める行事に利用するとき ・市制施行記念式典 ・長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典 ・成人式	本市又は本市の機関が主催する芸術文化の振興又は国際文化交流の推進に資する行事に利用するとき	本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一一部を負担する行事に利用するとき(芸術文化の振興及び国際交流の推進に資するもの以外)	本市又は本市の機関が主催する文化活動の振興に資する行事に利用するとき	本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき(文化活動の振興に資するもの以外)	本市が実施する平和事業又は被爆者援護事業で利用するとき	本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する平和事業又は被爆者援護事業に利用するとき	本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき(平和事業又は被爆者援護事業以外)	本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事の開催及び運営に当たり必要と認められる場合に自動車を駐車させたとき	本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するととき (a)児童福祉施設 (b)放課後児童健全育成事業及び小規模保育事業を行う施設 (c)認可外保育施設 (d)学校(中学校、高等学校、等専門学校を除く。)	学校教育法第1条に規定する学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が行う被爆体験講話聴講会に利用するとき	本市に所在する社会教育関係団体(子ども会など子どもが主体となって活動する団体に限る。)が主催する行事に利用するとき(被爆体験講話聴講会を除く)	本市に登録する市民文化団体が、練習のため、大ホール及び国際会議場のステージを空き時間に利用するとき	本市に登録する市民文化団体が、練習のため、ホールのステージを空き時間に利用するとき

1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(1) 受益者負担率100%以上(観光客など市民以外の利用が見込まれる施設)

観光施設	長崎ペンギン水族館	水産農林部 水産農林政策課												50%
ホール型施設	出島メッセ長崎	文化観光部 観光交流推進室	100%											
	出島メッセ長崎駐車場	文化観光部 観光交流推進室								100%				

(2) 受益者負担率100%(民間のサービス提供度:高、市民生活の必要性:低)

レクリエーション施設	飛島磯釣り公園	水産農林部 水産農林政策課												50%
	高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場	水産農林部 水産農林政策課												50%
	野母崎高浜海岸交流施設	水産農林部 水産農林政策課												50%(夏期)

(4) 受益者負担率50%【中央】(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:中)

こども遊戯施設	あぐりの丘(全天候型こども遊戯施設を含む)	こども部 こども政策課									20% (平日のみ)			
ホール型施設	長崎ブリックホール	市民生活部 文化振興課		100%	50%									50%
	チトセピアホール	市民生活部 文化振興課				100%	50%							50%
	市民会館(文化ホール)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課												
	市民生活プラザ	経済産業部 商業振興課												
	平和会館(ホール)	土木部 土木総務課 原爆被爆対策部 平和推進課							100%	50%		100%	50%	
	公園施設(屋外ステージ)	野外ステージ(稲佐山公園)	土木部 土木総務課											

2 その他

(1) 「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの

平和施設	原爆資料館	原爆被爆対策部 平和推進課						100%						
	原爆資料館(ホール)	原爆被爆対策部 平和推進課							100%	50%		100%	50%	
	原爆資料館(駐車場)	原爆被爆対策部 平和推進課												
	永井隆記念館	原爆被爆対策部 平和推進課						100%						

カテゴリー	施設名称	所管部局	観光											
			旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	教育旅行の下見を行う学校関係者	当該施設の報道のため入場する者	来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	長崎平和ガイド及び平和案内人で観光客等の案内で利用すると確認できる場合	長崎市観光大使等が観光大使の活動で利用すると確認できる場合	高知市立龍馬の生まれたまち記念館の観覧券の半券を窓口に提示した者	高知県立坂本龍馬記念館の入館券の半券を窓口に提示した者	

1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(1) 受益者負担率100%以上(観光客など市民以外の利用が見込まれる施設)

文化財	グラバー園	文化観光部 観光政策課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%		
出島	文化観光部 出島復元整備室		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%		
旧香港上海銀行長崎支店記念館	文化観光部 観光政策課		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%		
中の茶屋	文化観光部 文化財課		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%		
ド・ロ神父記念館	文化観光部 文化財課		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%		
心田庵	文化観光部 文化財課		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%		
旧長崎英國領事館	文化観光部 文化財課		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%		
南山手地区町並み保存センター	文化観光部 文化財課												
東山手地区町並み保存センター	文化観光部 文化財課												

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:観光関係】

カテゴリ	施設名称	所管部局	観光											
			旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	教育旅行の下見を行う学校関係者	当該施設の報道のため入場する者	来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	長崎平和ガイド及び平和案内人で観光客等の案内で利用すると確認できる場合	長崎市観光大使等が観光大使の活動で利用すると確認できる場合	高知市立龍馬の生まれたまち記念館の観覧券の半券を窓口に提示した者	高知県立坂本龍馬記念館の入館券の半券を窓口に提示した者	
観光施設	長崎ロープウェイ	文化観光部 観光政策課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	亀山社中記念館	文化観光部 観光政策課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	20%
	端島見学施設	文化観光部 観光政策課	100%	100%	100%	100%	100%	× 専用ガイドがいるため	× 専用ガイドがいるため			100%		
	軍艦島資料館	文化観光部 観光政策課	×	観覧料であるため	観覧料であるため	観覧料であるため	観覧料であるため	100%	100%	100%	100%	100%		
	池島炭鉱体験施設	文化観光部 観光政策課	100%	100%	100%	100%	100%	×	× 専用ガイドがいるため	× 専用ガイドがいるため		100%		
	長崎ペンギン水族館	水産農林部 水産農林政策課	×	観覧料であるため	観覧料であるため	観覧料であるため	観覧料であるため	100%	100%	100%	100%	100%		
	長崎ペンギン水族館 (駐車場)	水産農林部 水産農林政策課												
公園施設	長崎稻佐山スロープカー	土木部 土木総務課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	稻佐山公園展望台駐車場	土木部 土木総務課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:観光関係】

カテゴリー	施設名称	所管部局	旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	教育旅行の下見を行う学校関係者	当該施設の報道のため入場する者	来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	長崎平和ガイド及び平和案内人で観光客等の案内で利用すると確認できる場合	長崎市観光大使等が観光大使の活動で利用すると確認できる場合	高知市立龍馬の生まれたまち記念館の観覧券の半券を窓口に提示した者	高知県立坂本龍馬記念館の入館券の半券を窓口に提示した者
			(4) 受益者負担率50%【中央】(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:中)										
博物館等	科学館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため						
	科学館(スペースシアター)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	×	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため						
	科学館(学習室)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課											
	外海歴史民俗資料館	文化観光部 文化財課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	野口彌太郎記念美術館	文化観光部 文化財課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	遠藤周作文学館	市民生活部 文化振興課	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	×	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	100%	100%		100%		
	シーポルト記念館	文化観光部 文化財課	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	恐竜博物館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	×	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため				100%		
2 その他													
(1) 「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの													
平和施設	原爆資料館	原爆被爆対策部 平和推進課		× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため				100%	100%		
	原爆資料館(ホール)	原爆被爆対策部 平和推進課											
	原爆資料館(駐車場)	原爆被爆対策部 平和推進課											
	永井隆記念館	原爆被爆対策部 平和推進課		× 観覧料であるため	× 観覧料であるため	× 観覧料であるため				100%	100%		

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:観光関係】

カテゴリー	施設名称	所管部局	観光										
			外海歴史民俗資料館又はド・ロ神父記念館のいずれかが展示工事等館内整備のため臨時休館を行う期間の入館者	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合【入館施設】が対象	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会、東山手地区町並み保存会、南山手地区区町並み保存会が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合【貸館施設】が対象	長崎出島ロータリークラブが、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	MICEアンバサダー会議	出島メッセ運営サポーターとの協議	メッセの運営又は施設及び設備の維持管理の為に利用するとき	次の高等教育機関(大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等)に在学する留学生(留学資格が「留学」の者) <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国语大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等 			
1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの													
(1) 受益者負担率100%以上(観光客など市民以外の利用が見込まれる施設)													
文化財	グラバー園	文化観光部 観光政策課		100%	100%						100%		
出島		文化観光部 出島復元整備室				100%					100%		
旧香港上海銀行長崎支店記念館		文化観光部 観光政策課		100%	100%						100%		
中の茶屋		文化観光部 文化財課									100%		
ド・ロ神父記念館		文化観光部 文化財課	50%								100%		
心田庵		文化観光部 文化財課									100%		
旧長崎英國領事館		文化観光部 文化財課		100%	× 入館施設のため						100%		
南山手地区町並み保存センター		文化観光部 文化財課		×	貸館施設のため	100%							
東山手地区町並み保存センター		文化観光部 文化財課		×	貸館施設のため	100%							

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:観光関係】

カテゴリ	施設名称	所管部局	観光						
			外海歴史民俗資料館又はド・ロ神父記念館のいずれかが展示工事等館内整備のため臨時休館を行う期間の入館者	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合【入館施設】が対象	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会、東山手地区町並み保存会、南山手地区区町並み保存会が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合【貸館施設】が対象	長崎出島ロータリークラブが、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	MICEアンバサダー会議	出島メッセ運営サポーターとの協議	メッセの運営又は施設及び設備の維持管理の為に利用するとき
観光施設	長崎ロープウェイ	文化観光部 観光政策課							100%
	亀山社中記念館	文化観光部 観光政策課							100%
	端島見学施設	文化観光部 観光政策課							100%
	軍艦島資料館	文化観光部 観光政策課							100%
	池島炭鉱体験施設	文化観光部 観光政策課							100%
	長崎ペンギン水族館	水産農林部 水産農林政策課							100%
	長崎ペンギン水族館 (駐車場)	水産農林部 水産農林政策課							
公園施設	長崎稻佐山スロープカー	土木部 土木総務課							100%
	稻佐山公園展望台駐車場	土木部 土木総務課							
ホール型施設	出島メッセ長崎	文化観光部 観光交流推進室				100%	100%		
	出島メッセ長崎駐車場	文化観光部 観光交流推進室						100%	

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:観光関係】

カテゴリー	施設名称	所管部局	観光							
			外海歴史民俗資料館又はド・ロ神父記念館のいずれかが展示工事等館内整備のため臨時休館を行う期間の入館者	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合【入館施設】が対象	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会、東山手地区町並み保存会、南山手地区区町並み保存会が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合【貸館施設】が対象	長崎出島ロータリークラブが、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	MICEアンバサダー会議	出島メッセ運営サポーターとの協議	メッセの運営又は施設及び設備の維持管理の為に利用するとき	次の高等教育機関(大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等)に在学する留学生(留学資格が「留学」の者) <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国语大学 ・長崎県立大学シーポルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等
(4) 受益者負担率50%【中央】(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:中)										
博物館等	科学館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課								100%
	科学館(スペースシアター)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課								100%
	科学館(学習室)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課								
	外海歴史民俗資料館	文化観光部 文化財課	50%							100%
	野口彌太郎記念美術館	文化観光部 文化財課								100%
	遠藤周作文学館	市民生活部 文化振興課								100%
	シーポルト記念館	文化観光部 文化財課								100%
	恐竜博物館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課								100%
2 その他										
(1) 「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの										
平和施設	原爆資料館	原爆被爆対策部 平和推進課								100%
	永井隆記念館	原爆被爆対策部 平和推進課								100%

カテゴリ	施設名称	所管部局	減免の内容 駐車場												
			道路交通法 (昭和35年 法律第105 号)第39条 第1項に規定 する緊急自動 車	道路法施行 令(昭和27 年政令第 479号)第3 条の3に基づ き国土交通 大臣が定め る自動車	駐車場の付 近において國 又は地方公 共団体の職 員が防疫活 動その他の 緊急を要する 公務を行うた めに使用する 自動車	駐車場の運 営又は施設 及び設備の 維持管理の ために駐車す る自動車	駐車場から排 出する一般廃 棄物を収集 するために駐 車する自動車	本市又は本 市の機関の 職員が公務 を行うために 使用する自動 車	本市又は本 市の機関の 職員が公務 を行つために 自動車を駐 車させるとき (長崎市交流 拠点施設整 備・運営事業 に係る公務に 限る)	本市の事業 を実施するた めに使用する 自動車	本市若しくは 本市の機関 が主催し、又 は経費の一 部を負担する 行事のために 駐車する自 動車	国、他の地方 公共団体に おいて、本市 と協議等の ために使用す る自動車を駐 車させた者	漁業生産活 動を行うため に使用する自 動車を駐車 させた漁業 従事者	国又は地方 公共団体の 職員が長崎 原爆資料館、 長崎市平和 会館、長崎市 歴史民俗資 料館及び國 立長崎原爆 死没者追悼 平和祈念館 において公務 を行うため に使用する自 動車を駐車 させたとき	長崎原爆資 料館、長崎市 平和会館、長 崎市歴史民 俗資料館及 び國立長崎 原爆死没者 追悼平和祈 念館の管理 上必要な業 務を行うため に使用する自 動車を駐車 させたとき

1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(1) 受益者負担率100%以上(観光客など市民以外の利用が見込まれる施設)

観光施設	長崎ロープウェイ	文化観光部 観光政策課													
	亀山社中記念館	文化観光部 観光政策課													
	端島見学施設	文化観光部 観光政策課													
	軍艦島資料館	文化観光部 観光政策課													
	池島炭鉱体験施設	文化観光部 観光政策課													
	長崎ペンギン水族館	水産農林部 水産農林政策課													
	長崎ペンギン水族館 (駐車場)	水産農林部 水産農林政策課	100%		100%	100%		100%			100%	100%	100%		
	長崎稻佐山スロープカー	土木部 土木総務課													
公園施設	稻佐山公園展望台駐車場	土木部 土木総務課													
	出島メッセ長崎	文化観光部 観光交流推進室													
ホール型施設	出島メッセ長崎駐車場	文化観光部 観光交流推進室	100%						100%						
	桜町駐車場	土木部 土木企画課	100%		100%	100%	100%	100%			100%				
市営駐車場	市民会館地下駐車場	土木部 土木企画課	100%		100%	100%	100%	100%			100%				
	松が枝町駐車場	土木部 土木企画課	100%		100%	100%	100%	100%			100%				
	平和公園駐車場	土木部 土木企画課	100%		100%	100%	100%	100%			100%				
	茂里町駐車場	土木部 土木企画課	100%		100%	100%	100%	100%			100%				
	松山町駐車場	土木部 土木企画課	100%		100%	100%	100%	100%			100%				
	松が枝町第2駐車場	土木部 土木企画課	100%		100%	100%	100%	100%			100%				
	長崎駅西口自動車整理場 【路上駐車場】	土木部 土木企画課	100%	100%											
	築町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	古川町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	万才町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													

カテゴリ	施設名称	所管部局	減免の内容 駐車場												
			道路交通法 (昭和35年 法律第105 号)第39条 第1項に規定 する緊急自動 車	道路法施行 令(昭和27 年政令第 479号)第3 条の3に基づ き国土交通 大臣が定め る自動車	駐車場の付 近において國 又は地方公 共団体の職 員が防疫活 動その他の 緊急を要する 公務を行うた めに使用する 自動車	駐車場の運 営又は施設 及び設備の 維持管理の ために駐車す る自動車	駐車場から排 出する一般廃 棄物を収集 するために駐 車する自動車	本市又は本 市の機関の 職員が公務 を行うために 使用する自動 車	本市又は本 市の機関の 職員が公務 を行つために 自動車を駐 車させるとき (長崎市交流 拠点施設整 備・運営事業 に係る公務に 限る)	本市の事業 を実施するた めに使用する 自動車	本市若しくは 本市の機関 が主催し、又 は経費の一 部を負担する 行事のために 駐車する自 動車	国、他の地方 公共団体に おいて、本市 と協議等の ために使用す る自動車を駐 車させた者	漁業生産活 動を行うため に使用する自 動車を駐車 させた漁業 従事者	国又は地方 公共団体の 職員が長崎 原爆資料館、 長崎市平和 会館、長崎市 歴史民俗資 料館及び國 立長崎原爆 死没者追悼 平和祈念館 において公務 を行うため に駐車させた とき	長崎原爆資 料館、長崎市 平和会館、長 崎市歴史民 俗資料館及 び國立長崎 原爆死没者 追悼平和祈 念館の管理 上必要な業 務を行うた めに使用する 自動車を駐車 させたとき
	元船町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	尾上町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	恵美須町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	新地町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	元船町第2二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	住吉町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	興善町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	新大工町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	長崎駅二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	浦上駅二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	矢の平1丁目二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	西山2丁目二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	若葉町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	大橋町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	東山町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	東山町第2二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													
	立山町二輪車等駐車場	土木部 土木企画課													

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:駐車場関係】

カテゴリー	施設名称	所管部局	減免の内容 駐車場												
			道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車	道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3に基づき国土交通大臣が定める自動車	駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車	駐車場の運営又は施設及び設備の維持管理のために駐車する自動車	駐車場から排出する一般廃棄物を収集するために駐車する自動車	本市又は本市の機関の職員が公務を行うために使用する自動車	本市又は本市の機関の職員が公務を行うために自動車を駐車させるとき(長崎市交流拠点施設整備・運営事業に係る公務に限る)	本市の事業を実施するため使用する自動車	本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車	国、他の地方公共団体において、本市と協議等のために使用する自動車を駐車させた者	漁業生産活動を行うために使用する自動車を駐車させた漁業従事者	国又は地方公共団体の職員が長崎原爆資料館、長崎市平和会館、長崎市歴史民俗資料館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理上必要な業務を行うために使用する自動車を駐車させたとき	長崎原爆資料館、長崎市平和会館、長崎市歴史民俗資料館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の平和事業を実施するため使用する自動車
(2) 受益者負担率100%(民間のサービス提供度:高、市民生活の必要性:低)															
レクリエーション施設	飛島磯釣り公園	水産農林部 水産農林政策課													
	高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場	水産農林部 水産農林政策課													
	野母崎高浜海岸交流施設	水産農林部 水産農林政策課													
	野母崎高浜海岸交流施設(駐車場)	水産農林部 水産農林政策課	100%		100%	100%		100%			100%	100%			
	黒崎海岸有料シャワー施設	北総合事務所 地域整備課													
	体験の森	水産農林部 水産農林政策課													
(7) 受益者負担率25%(民間のサービス提供度:低、市民生活上の必要性:中)															
図書館	市立図書館(会議室等)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課													
	市立図書館(駐車場)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	100%						100%						
2 その他															
(1) 「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの															
平和施設	原爆資料館	原爆被爆対策部 平和推進課													
	原爆資料館(ホール)	原爆被爆対策部 平和推進課													
	原爆資料館(駐車場)	原爆被爆対策部 平和推進課	100%							100%				100%	100%
	永井隆記念館	原爆被爆対策部 平和推進課													

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:地域還元関係】

カテゴリー	施設名称	所管部局	地域還元											
			7月21日から8月31日までの間ににおいて、小神小学校区の区域内に住所を有する児童で構成する団体が、神の島プール(神の島プールの浴室及び和室を除く。)を利用(当該期間内における利用が、20回までの利用に限る。)するとき。	地域住民(木鉢、神の島など)	小神小の児童、西泊中の生徒	地域住民(木鉢、神の島など)かつ60歳以上が浴室を使うとき	市長が定める地域に住所を有する者(以下の条において「地域の住民」という。)が長崎東公園運動場を利用するとき。	地域の住民が当該地域の交流を図るための行事にコミュニティ体育館の競技場を利用するとき。	地域の住民(小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒を除く。)がコミュニティ体育館のトレーニング室を利用するとき	地域の住民(12歳以上(小学校の児童を除く。)60歳未満の者に限る。)がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき	地域の住民が長崎東公園庭球場を利用するとき	地域の住民(60歳以上の者に限る。)がコミュニティ体育館の浴室内を利用するとき	別で定める団体がこれに対応する体育館を利用する時	

1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(4) 受益者負担率50%【中央】(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:中)

【庭球場】 公園施設(スポーツ施設)	長崎東公園庭球場	土木部 土木総務課											50%	
	市営庭球場 (平和公園)	土木部 土木総務課												
	小江原台近隣公園庭球場	土木部 土木総務課												
	市総合運動公園 かきどまり庭球場	土木部 土木総務課												
	えがわ運動公園庭球場	土木部 土木総務課												
	香焼総合公園庭球場	土木部 土木総務課												
	元宮公園庭球場	土木部 土木総務課												
	高島ふれあい多目的運動公園庭球場	土木部 土木総務課												
	琴海中部運動公園庭球場	土木部 土木総務課												
	庭球場(長崎市さくらの里)	土木部 土木総務課												
【体育館】 スポーツ施設	市民体育館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課												
	深堀体育館	市民生活部 スポーツ振興課												100%
	三和体育館	市民生活部 スポーツ振興課												
	琴海南部体育館	市民生活部 スポーツ振興課												
	三重体育館	市民生活部 スポーツ振興課												100%
	長崎東公園コミュニティ体育館	土木部 土木総務課						100%	50%					
	長崎東公園コミュニティ体育館(トレーニング室)	土木部 土木総務課								50%				
	長崎東公園コミュニティ体育館(浴室)	土木部 土木総務課									50%		100%	
	長崎のもざき恐竜パーク体育館	南総合事務所 地域福祉課												
	諏訪体育館	市民生活部 スポーツ振興課												

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:地域還元関係】

カテゴリ	施設名称	所管部局	地域還元											
			7月21日から8月31日までの間ににおいて、小神小学校区の区域内に住所を有する児童で構成する団体が、神の島プール(神の島プールの浴室及び和室を除く。)を利用(当該期間内における利用が、20回までの利用に限る。)するとき。	地域住民(木鉢、神の島など)	小神小の児童、西泊中の生徒	地域住民(木鉢、神の島など)かつ60歳以上が浴室を使うとき	市長が定める地域に住所を有する者(以下この条において「地域の住民」という。)が長崎東公園運動場を利用するとき。	地域の住民が当該地域の交流を図るために行事にコミュニティ体育館の競技場を利用するとき。	地域の住民がコミュニティ体育館の競技場を利用するとき。	地域の住民(小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒を除く。)がコミュニティ体育館のトレーニング室を利用するとき	地域の住民(12歳以上(小学校の児童を除く。)60歳未満の者に限る。)がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき	地域の住民が長崎東公園庭球場を利用するとき	地域の住民(60歳以上の者に限る。)がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき。	別で定める団体がこれに対応する体育館を利用する時
【運動場】公園施設(スポーツ施設)	長崎市総合運動公園【入館施設】(かきどまり陸上競技場)	土木部 土木総務課												
	長崎市総合運動公園【入館施設】(かきどまり補助競技場)	土木部 土木総務課												
	長崎市総合運動公園【入館施設】(かきどまり投てき練習場)	土木部 土木総務課												
	長崎東公園運動場	土木部 土木総務課						100%						
	立山市民運動場	土木部 土木総務課												
	長崎市営陸上競技場(平和公園)	土木部 土木総務課												
	東望山運動場(東望山公園)	土木部 土木総務課												
	長崎市総合運動公園【貸館施設】(かきどまり陸上競技場)	土木部 土木総務課												
	長崎市総合運動公園【貸館施設】(かきどまり補助競技場)	土木部 土木総務課												
	香焼総合公園運動場	土木部 土木総務課												
	元宮公園運動場	土木部 土木総務課												
	外海総合公園運動場	土木部 土木総務課												
	外海運動公園運動場	土木部 土木総務課												
	岳路運動公園運動場	土木部 土木総務課												
	琴海北部運動公園運動場	土木部 土木総務課												
	琴海中部運動公園運動場	土木部 土木総務課												
	琴海南部運動公園運動場	土木部 土木総務課												

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:地域還元関係】

カテゴリ	施設名称	所管部局	地域還元											
			7月21日から8月31日までの間において、小神小学校区の区域内に住所を有する児童で構成する団体が、神の島プール(神の島プールの浴室及び和室を除く。)を利用(当該期間内における利用が、20回までの利用に限る。)するとき。	地域住民(木鉢、神の島など)	小神小の児童、西泊中の生徒	地域住民(木鉢、神の島など)かつ60歳以上が浴室を使うとき	市長が定める地域に住所を有する者(以下この条において「地域の住民」という。)が長崎東公園運動場を利用するとき。	地域の住民が当該地域の交流を図るための行事にコミュニティ体育館の競技場を利用するとき。	地域の住民がコミュニティ体育館の競技場を利用するとき。	地域の住民(小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒を除く。)がコミュニティ体育館のトレーニング室を利用するとき	地域の住民(12歳以上(小学校の児童を除く。)60歳未満の者に限る。)がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき	地域の住民が長崎東公園庭球場を利用するとき	地域の住民(60歳以上の者に限る。)がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき。	別で定める団体がこれに対応する体育館を利用する時
【プール】 スポーツ施設	市民総合プール	市民生活部 スポーツ振興課												
	市民神の島プール (プール)	市民生活部 スポーツ振興課	100%	50%	50%									
	市民神の島プール (浴室)	市民生活部 スポーツ振興課				100%								
	網場プール	市民生活部 スポーツ振興課												
	小ヶ倉プール	市民生活部 スポーツ振興課												
	長崎東公園コミュニティプール	土木部 土木総務課												

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:平和関係】

カテゴリ	施設名称	所管部局	平和関係								
			8月9日に入館する者	第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証、被爆体験者精神医療受給者証又は第二種健康診断特例区域医療受給者証のいずれかを所持する者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第3項の規定により交付された被爆者健康手帳を所持する者	(公財)長崎平和推進協会が主催する平和事業	本市が受け入れる要人等が観覧するとき	(公財)長崎平和推進協会が共催する平和事業	本市に所在する学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)及び幼稚園、保育所又は認定こども園が行事関係で観覧するときの引率者		
1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの											
(4) 受益者負担率50%【中央】(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:中)											
【体育館】 スポーツ施設	市民体育館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課						50%			
	深堀体育館	市民生活部 スポーツ振興課									
	三和体育館	市民生活部 スポーツ振興課									
	琴海南部体育館	市民生活部 スポーツ振興課									
	三重体育館	市民生活部 スポーツ振興課									
	長崎東公園コミュニティ体育館	土木部 土木総務課									
	長崎のもざき恐竜パーク体育館	南総合事務所 地域福祉課									
	諫訪体育館	市民生活部 スポーツ振興課									
	ホール型施設	長崎ブリックホール	市民生活部 文化振興課								
	チトセピアホール	市民生活部 文化振興課									
	市民会館(文化ホール)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課						50%			
	市民生活プラザ	経済産業部 商業振興課									
	平和会館(ホール)	土木部 土木総務課 原爆被爆対策部 平和推進課				100%		50%			
2 その他											
(1) 「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの											
平和施設	原爆資料館	原爆被爆対策部 平和推進課	100%	100%	100%		100%		100%		
	原爆資料館(ホール)	原爆被爆対策部 平和推進課				100%		50%			
	原爆資料館(駐車場)	原爆被爆対策部 平和推進課									
	永井隆記念館	原爆被爆対策部 平和推進課	100%	100%	100%		100%		100%		

カテゴリー	施設名称	所管部局	その他								割引券 市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき
			小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき	施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する男女共同参画の推進のための活動を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	新興善メモリアルのホール又は会議室を別に定める地域関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する市民活動を行う団体がその目的達成のための活動に利用するとき	本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に所在する農業団体が、その目的達成のための活動で利用するとき	施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	

1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(1) 受益者負担率100%以上(観光客など市民以外の利用が見込まれる施設)

文化財	グラバー園	文化観光部 観光政策課									○
	出島	文化観光部 出島復元整備室								100%	○
	旧香港上海銀行長崎支店記念館	文化観光部 観光政策課								100%	○
	中の茶屋	文化観光部 文化財課								100%	○
	ド・ロ神父記念館	文化観光部 文化財課								100%	○
	心田庵	文化観光部 文化財課								100%	○
	旧長崎英國領事館	文化観光部 文化財課								100%	○
	南山手地区町並み保存センター	文化観光部 文化財課								100%	
	南山手レストハウス	文化観光部 文化財課								100%	
	東山手地区町並み保存センター	文化観光部 文化財課								100%	
	伊王島灯台記念館	文化観光部 文化財課								100%	
観光施設	長崎ロープウェイ	文化観光部 観光政策課									○
	亀山社中記念館	文化観光部 観光政策課								100%	○
	端島見学施設	文化観光部 観光政策課									○
	軍艦島資料館	文化観光部 観光政策課									○
	池島炭鉱体験施設	文化観光部 観光政策課									○
	長崎ペンギン水族館	水産農林部 水産農林政策課									○
	長崎ペンギン水族館 (駐車場)	水産農林部 水産農林政策課									
公園施設	長崎稲佐山スロープカー	土木部 土木総務課									○
	稲佐山公園展望台駐車場	土木部 土木総務課									○

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:その他】

カテゴリー	施設名称	所管部局	その他								割引券 市長の承認を得て 指定管理者が発行 した割引券を提示し、又 は提出したとき	
			小学校の児童又は 中学校若しくは高等 等学校の生徒が長 崎市立小、中学校 管理規則第3条第 1項に掲げる夏季 休業日、冬季休業 日、学年末休業日 及び学年始め休業 日に観覧するとき	施設に登録する自 主学習グループが その目的達成のた めの行事に利用す るとき	本市に登録する男 女共同参画の推進 のための活動を行 う団体がその目的 達成のための行事 に利用するとき	新興善メモリアル のホール又は会議 室を別に定める地 域関係団体がその 目的達成のための 行事に利用するとき	本市に登録する市 民活動を行う団体 がその目的達成の ための活動に利用 するとき	本市に登録する図 書館事業関係団体 がその目的達成の ための活動に利用 するとき	本市に所在する農 業団体が、その目 的達成のための活 動で利用するとき	施設の美術作品及 び資料の模写等の 目的が本市の文化 活動又は他の公共 団体の支援活動に 該当すると認めら れるもの		
(2) 受益者負担率100%(民間のサービス提供度:高、市民生活の必要性:低)												
健康増進・入浴施 設 (公衆浴場以外)	健康づくりセンター (浴場・健康増進室)	南総合事務所 地域福祉課										
	健康づくりセンター(多目的室、研 修室、調理実習室)			50%								
(4) 受益者負担率50%【中央】(民間のサービス提供度:中、市民生活の必要性:中)												
【体育館】 スポーツ施設	市民体育館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課		50%								
	深堀体育館	市民生活部 スポーツ振興課										
	三和体育館	市民生活部 スポーツ振興課										
	琴海南部体育館	市民生活部 スポーツ振興課										
	三重体育館	市民生活部 スポーツ振興課										
	長崎東公園コミュニティ体育館	土木部 土木総務課										
	長崎のもざき恐竜パーク体育館	南総合事務所 地域福祉課										
	諫訪体育館	市民生活部 スポーツ振興課										
博物館等	科学館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	50%								○	
	科学館(スペースシアター)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	50%								○	
	科学館(学習室)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課										
	外海歴史民俗資料館	文化観光部 文化財課								100%		○
	野口彌太郎記念美術館	文化観光部 文化財課								100%		○
	遠藤周作文学館	市民生活部 文化振興課								100%		○
	シーポルト記念館	文化観光部 文化財課								100%		○
	歴史民俗資料館	文化観光部 文化財課								100%		
	サント・ドミニゴ教会跡資料館	文化観光部 文化財課								100%		
	長崎(小島)養生所跡資料館	文化観光部 文化財課								100%		
	高島石炭資料館	文化観光部 文化財課								100%		
	恐竜博物館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課	50%								○	

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:その他】

カテゴリ	施設名称	所管部局	その他								割引券 市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき
			小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき	施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する男女共同参画の推進のための活動を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	新興善メモリアルのホール又は会議室を別に定める地域関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する市民活動を行う団体がその目的達成のための活動に利用するとき	本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に所在する農業団体が、その目的達成のための活動で利用するとき	施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	
ホール型施設	長崎ブリックホール	市民生活部 文化振興課									
	チトセピアホール	市民生活部 文化振興課									
	市民会館(文化ホール)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課		50%							
	市民生活プラザ	経済産業部 商業振興課									
	平和会館(ホール)	土木部 土木総務課 原爆被爆対策部 平和推進課									
	公園施設(屋外ステージ)	稲佐山公園野外ステージ 土木部 土木総務課									
(7) 受益者負担率25%(民間のサービス提供度:低、市民生活上の必要性:中)											
コミュニティ活動施設 (ふれあいセンター)	桜馬場地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	小江原地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	小島地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	戸町地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	仁田佐古地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	淵地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	緑が丘地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	山里地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	浦上駅前ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	橋地区ふれあいセンター	東総合事務所 地域福祉課		50%							
	ダイヤランドふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	横尾地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	滑石地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	三川地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	西北・岩屋ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	上長崎地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							

カテゴリー	施設名称	所管部局	その他								割引券 市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき
			小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき	施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する男女共同参画の推進のための活動を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	新興善メモリアルのホール又は会議室を別に定める地域関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する市民活動を行う団体がその目的達成のための活動に利用するとき	本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に所在する農業団体が、その目的達成のための活動で利用するとき	施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	
	日見地区ふれあいセンター	東総合事務所 地域福祉課		50%							
	茂木地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	大浦地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	小ヶ倉地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	土井首地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	深堀地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	木鉢地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	福田地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	手熊地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	式見地区ふれあいセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
	野母崎樺島ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	脇岬地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	蚊焼地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	晴海台地区ふれあいセンター	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	出津地区ふれあいセンター	北総合事務所 地域福祉課		50%							
	錢座地区コミュニティセンター	中央総合事務所 総務課		50%							
コミュニティ活動施設 (公民館)	中央公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課		50%							
	東公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	西公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	南公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	北公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	滑石公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	戸石地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:その他】

カテゴリー	施設名称	所管部局	その他								割引券 市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき
			小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき	施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する男女共同参画の推進のための活動を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	新興善メモリアルのホール又は会議室を別に定める地域関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する市民活動を行う団体がその目的達成のための活動に利用するとき	本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に所在する農業団体が、その目的達成のための活動で利用するとき	施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	
	三重地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	香焼公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	高浜地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	野母地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	外海公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	黒崎地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	三和公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	川原地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	為石地区公民館	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
コミュニティ活動施設 (市民センター)	古賀地区市民センター	東総合事務所 地域福祉課		50%							
	三重地区市民センター	北総合事務所 地域福祉課		50%							
	南部市民センター	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	琴海南部しらさぎ会館	北総合事務所 地域福祉課		50%							
	琴海さざなみ会館	北総合事務所 地域福祉課		50%							
コミュニティ活動施設 (離島振興センター)	高島ふれあいセンター (離島振興センター)	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	伊王島開発総合センター (離島振興センター)	南総合事務所 地域福祉課		50%							
	池島開発総合センター (離島振興センター)	北総合事務所 地域福祉課		50%							
コミュニティ活動施設 (農業活性化センター)	琴海北部研修センター	北総合事務所 地域福祉課		50%					100%		
	琴海活性化センター	北総合事務所 地域福祉課		50%					100%		
コミュニティ活動施設 (文化センター)	野母崎文化センター	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	琴海文化センター	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							
	琴海南部文化センター	教育委員会 教育総務部 生涯学習企画課		50%							

3 施設使用料の減免【市長が特に必要と認めるとき:その他】

カテゴリ	施設名称	所管部局	その他								割引券
			小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒が長崎市立小、中学校管理規則第3条第1項に掲げる夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始め休業日に観覧するとき	施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する男女共同参画の推進のための活動を行う団体がその目的達成のための行事に利用するとき	新興善メモリアルのホール又は会議室を別に定める地域関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に登録する市民活動を行う団体がその目的達成のための活動に利用するとき	本市に登録する図書館事業関係団体がその目的達成のための行事に利用するとき	本市に所在する農業団体が、その目的達成のための活動で利用するとき	施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	
市民活動施設	市民活動センター	市民生活部 市民協働推進室					50%				
	男女共同参画推進センター(アマラソス)	市民生活部 人権男女共同参画室			50%						
図書館	市立図書館(会議室等)	教育委員会 教育総務部 生涯学習施設課				100%		100%			

2 その他

(1)「被爆地・長崎市の使命」に鑑み料金を設定するもの

平和施設	原爆資料館	原爆被爆対策部 平和推進課								○	
	永井隆記念館	原爆被爆対策部 平和推進課								○	